別表第三

Ｊ０９１　皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
Ｊ０９２　動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	
Ｊ０９３　遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
Ｊ０９５　複合組織移植術	
Ｊ０９６　自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
Ｊ０９７　粘膜移植術	
Ｊ０９９―２　抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用埋込型カテーテル設置	
Ｊ１００―２　中心静脈栄養用埋込型カテーテル設置	
Ｊ００３　歯根嚢胞摘出手術	Ｊ００４　歯根端切除手術（１歯につき）
Ｊ００４３　顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）（顎骨嚢胞を摘出した場合に限る。）	Ｊ００４　歯根端切除手術（１歯につき）
Ｊ０６６　歯槽骨骨折観血的整復術	Ｊ００４―２　歯の再植術
Ｊ０６８　上顎骨折観血的手術	Ｊ００４―２　歯の再植術
Ｊ０７２　下顎骨折観血的手術	Ｊ００４―２　歯の再植術

○厚生労働省告示第九十五号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号。以下「指定病院算定方法」という。）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。ただし、同年二月二十八日以前に平成二十二年厚生労働省告示第六十九号（診療報酬の算定方法の一部を改正する件）による改正前の診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院しこの告示による改正前の指定病院算定方法別表（以下「旧別表」という。）により費用を算定した者であって、同年四月一日以降引き続きこの告示による改正後の指定病院算定方法別表（以下「新別表」という。）により費用を算定するものについて、同年三月三十日以前における療養に適用した旧別表11の診断群分類点数表に掲げる区分（以下「診断群分類区分」という。）と同月三十一日における療養に適用する診断群分類区分とが異なる場合には、同年二月までに療養に要する費用の額として算定した額と同月までの療養について同年三月三十一日における療養に適用する診断群分類区分により算定した額との差額を、同月分の費用の額を算定する際の旧別表に規定する点数において調整する。また、当該者について新別表８の規定を適用する場合においては、新別表８中「退院の日等の属する月の前月までに」とあるのは「平成二十二年四月から退院の日等の属する月の前月までに」と、「同月までの」とあるのは「平成二十二年四月から退院の日等の属する月の前月までの」と読み替えるものとし、入院期間の起算日は入院の日とする。

平成二十二年三月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則を次のように改める。

1　診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）第一号ただし書に規定する厚生労働大臣が指定する病院の病棟に入院している患者であって、別表11の診断群分類点数表に掲げる区分（以下「診断群分類区分」という。）に該当するもの（次のいずれかに該当するものを除く。）に係る療養（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十四条第一項第五号に掲げる療養（同条第二項第一号に規定する食事療養、同項第二号に規定する生活療養、同項第三号に規定する評価療養及び同項第四号に規定する選定療養を除く。）及びその療養に伴う同条第一項第一号から第三号までに掲げる療養に限る。）に要する費用の額は、別表により算定するものとする。

一　当該病院に入院した後二十四時間以内に死亡した患者又は生後一週間以内に死亡した新生児

二　治験（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十六項に規定する治験をいう。）の対象患者

三　臓器の移植術を受ける患者であって、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）のうち次に掲げる区分番号の点数を算定するもの

イ　Ｋ０１４　皮膚移植術（生体・培養）
ロ　Ｋ０１４―２　皮膚移植術（死体）
ハ　Ｋ５１４―４　同種死体肺移植術
ニ　Ｋ５１４―６　生体部分肺移植術
ホ　Ｋ６０５―２　同種心移植術
ヘ　Ｋ６０５―４　同種心肺移植術
ト　Ｋ６９７―５　生体部分肝移植術
チ　Ｋ６９７―７　同種死体肝移植術
リ　Ｋ７０９―３　同種死体膵移植術
ヌ　Ｋ７０９―５　同種死体膵腎移植術
ル　Ｋ７８０　同種死体腎移植術
ヲ　Ｋ７８０―２　生体腎移植術
ワ　Ｋ９２２　造血幹細胞移植

四　厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号に規定する先進医療である療養を受ける患者

五　医科点数表のうち次に掲げる区分番号の点数を算定する患者

イ　Ａ１０６　障害者施設等入院基本料
ロ　Ａ３０６　特殊疾患入院医療管理料
ハ　Ａ３０８　回復期リハビリテーション病棟入院料
ニ　Ａ３０８―２　亜急性期入院医療管理料
ホ　Ａ３０９　特殊疾患病棟入院料
ヘ　Ａ３１０　緩和ケア病棟入院料
ト　Ａ４００　短期滞在手術基本料（短期滞在手術基本料３を除く。）
六　その他厚生労働大臣が別に定める者

2　前項の規定により要する費用の額が別表により算定される療養以外の療養に要する費用の額は、医科点数表若しくは診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）、入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第九十九号）又は保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第四百九十六号）により算定する。